

令和4年7月5日  
政策経営部  
政策研究・調査課

## 令和4年就業構造基本調査の実施について

令和4年10月1日を調査期日として、下記のとおり全国一斉に「令和4年就業構造基本調査」を実施します。

### 記

#### 1 調査の目的

国民の就業・不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査期日

令和4年10月1日

#### 3 調査主体

総務省

#### 4 調査対象

##### (1) 調査の地域

令和2年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する全国約34,000の調査区

##### (2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位（一つの世帯が居住することができる建物または建物の一部をいう。）に居住する約54万世帯の15歳以上の世帯員約108万人

※世田谷区：111調査区、約1,700世帯

#### 5 調査方法

##### (1) 準備調査

調査員が、調査区内の全ての住戸の名簿を作成し、抽出住戸数が15となるように総務大臣の定める方法により、調査対象となる世帯を無作為抽出する。

##### (2) 実地調査

調査員が、調査票を調査対象となる世帯ごとに配布し、世帯がインターネットで回答する方法、郵送により提出する方法で実施する。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更する場合がある。

#### 6 主な調査事項

##### (1) 全員に関する事項

男女の別、出生の年月、教育の状況、育児・介護の有無 など

##### (2) 有業者について

雇用契約期間、仕事内容、1週間の就業時間、現職に就いた理由 など

##### (3) 無業者について

就業希望の有無、希望する職種、求職活動の有無 など

## 7 調査規模（世田谷区）

- (1) 調査区数 111 調査区
- (2) 調査対象世帯 約1,700世帯
- (3) 調査員数 約110名

## 8 周知方法

区のお知らせ、区ホームページ、エフエム世田谷、デジタルサイネージ、リーフレットの配布、ポスター掲示（区施設、区広報板、世田谷線各駅など）

## 9 今後の予定

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 令和4年8月下旬～9月上旬 | 調査員による準備調査（担当調査区の確認、チラシ配布等） |
| 9月23日～30日     | 調査対象世帯へ調査票を配布               |
| 10月中旬         | 調査対象世帯へ回答状況の確認              |
| 令和5年7月末まで     | 調査結果の公表（総務省統計局ホームページ）       |

令和4年10月1日現在で  
就業構造基本調査を実施します！

安心して働ける明日へ。



令和4年

10月1日

みなさまの就業に関する状況について現状を正しく把握し、安心して働ける社会を実現していく、国や地方の施策の基礎となる重要な調査です。

# 就業構造基本調査

統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な統計調査です

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。

詳しくは 就業構造基本調査



<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/campaign/index.html>

調査への回答内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません



調査員がうかがいましたら、ご回答をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策に十分留意して実施します。



総務省統計局・都道府県・市区町村

## 就業構造基本調査はこんな調査です

### 調査の目的



正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などについて、全国、地域別に明らかにすることです。

### 調査の対象



統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた約54万世帯(15歳以上の世帯員約108万人)です。

### 調査事項

次のような事柄について調査します。

#### 全ての人について

男女の別、出生の年月、教育の状況、育児・介護の有無など



#### ふだん仕事を している人について

雇用契約期間、仕事内容、1週間の就業時間、現職に就いた理由など



#### ふだん仕事を していない人について

就業希望の有無、希望する職種、求職活動の有無など



インター  
ネットで



## 調査結果はどなたでも利用できます

令和5年7月以降順次、総務省統計局ホームページへの掲載や報告書の刊行などにより公表します。

総務省統計局のホームページ  
<https://www.stat.go.jp/>

総務省統計局



政府統計の総合窓口「e-Stat」  
<https://www.e-stat.go.jp/>

e-Stat

就業構造基本調査を含め、政府統計を収録した統計ポータルサイトです。



統計局が  
刊行する  
報告書で

## 調査の結果はこのように利用されています

就業構造基本調査の結果は、働き方改革の推進に向けた各種取組など、国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く使われています。

非正規雇用者の安定就業、  
処遇改善に向けた対策

長時間労働の  
是正

副業の促進など、  
柔軟な働き方がしやすい環境整備

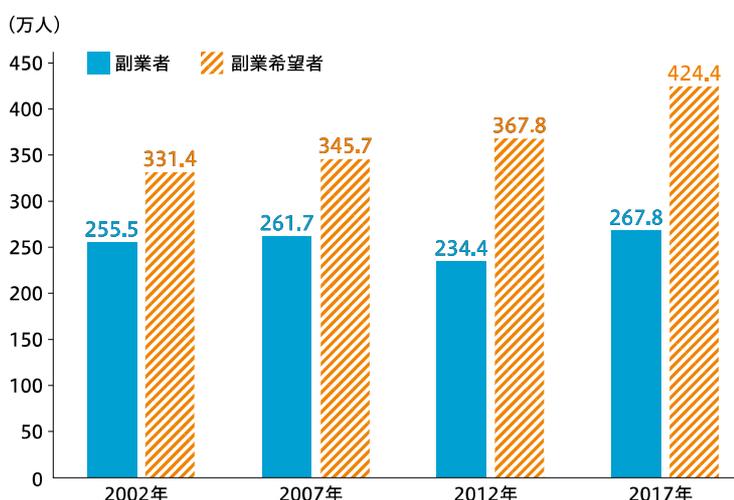
職業能力の開発、  
人材の育成

育児、介護・看護と  
就業の両立支援

高齢者の  
就業促進

### 例えば

副業者及び副業希望者の推移  
(2002年～2017年)

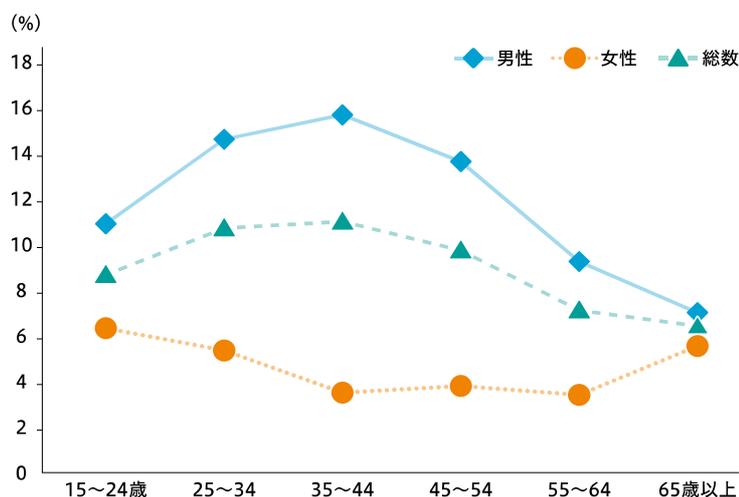


### 副業希望者は 増加が続いている

副業希望者（現在就いている仕事を続けながら他の仕事〈副業〉をしたいと思っている者）は、増加を続けており、副業を希望する方が、その希望に応じて副業を行える環境を整備していくことが重要となっています。



週間就業時間が60時間以上である者の割合  
(雇用者のうち年間就業日数200日以上、男女、年齢階級別) (2017年)

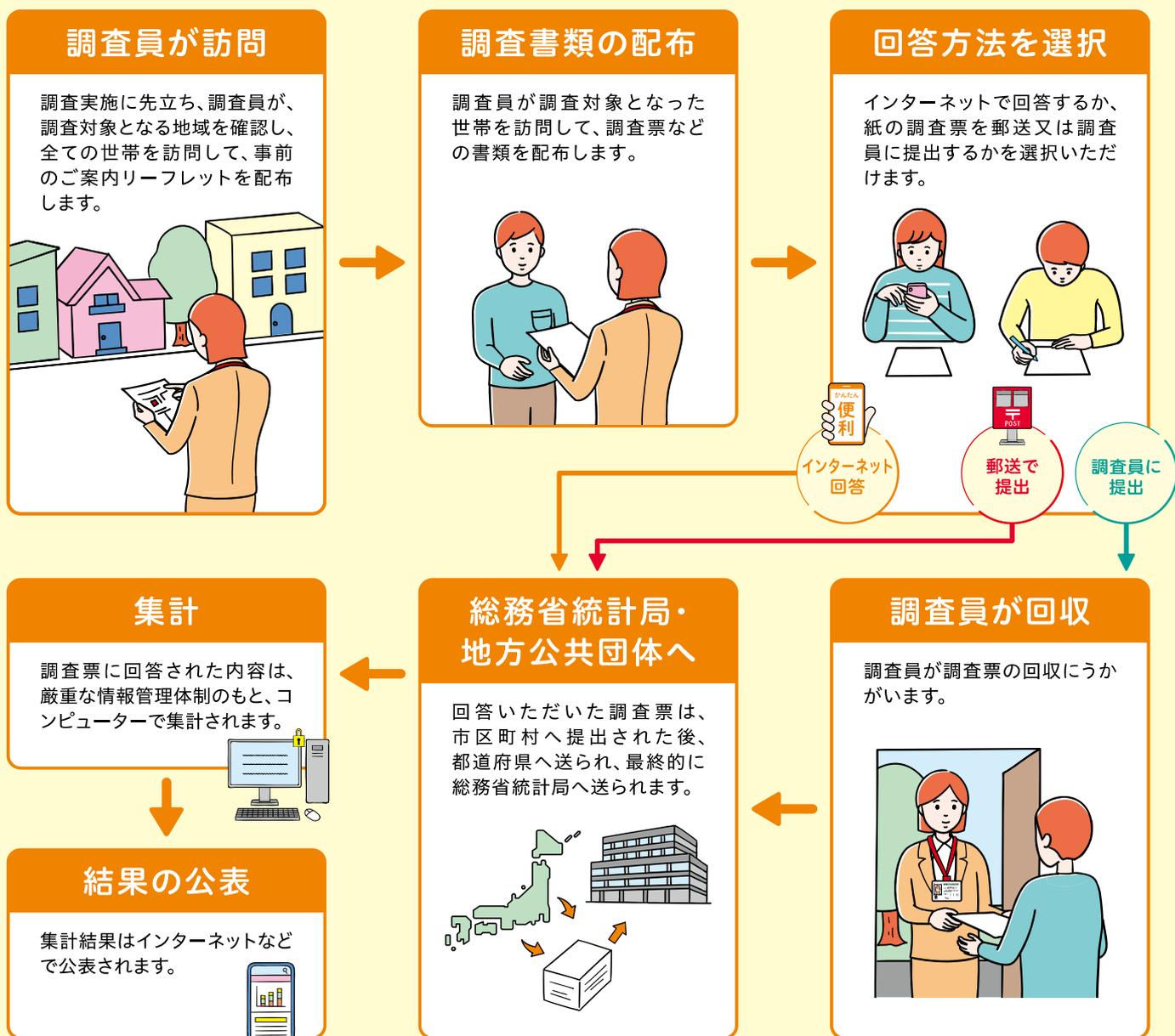


### 男性の雇用者は、 子育て世代で長時間労働者 の割合が最も高い

週間就業時間が60時間以上の雇用者の割合を年齢階級別にみると、男性の35～44歳が最も高くなっているなど、子育て世代の男性が高い水準となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の是正に取り組むことが重要となっています。



## 調査はこのような流れで行われます



### 個人情報情報は厳重に保護されます

#### 調査票の保護



調査により集められた調査票の回答内容は、統計法によって厳重に保護されています。

#### 暗号化通信



インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、TLS1.2による暗号化通信を行っています。

#### 守秘義務



調査に従事する者(調査員、地方公共団体の職員など)には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。